

あらためて確認しよう

みんなで守る 自転車の交通ルール



詳しくはこちらから

明石市オリジナルのリーフレット「そうだったのか 自転車ルールのキホン」を作成しました

自転車は、誰でも気軽に乗ることができる便利な乗り物ですが「車のなかま」であるため、ルールを守らないと事故を引き起こす可能性があります。市で発生した人身事故のうち、約3割が自転車事故であり、過去には死亡事故も発生しています。

このような事故を起こさないために **基本的なルール**をあらためて確認しましょう

事故が起こりやすい場所やタイミング

朝方・夕方の薄暗い時間帯



通学・通勤時



交差点



冬の路面凍結



自転車の基本ルール

まずはここを確認！

基本ルール①

原則、**車道の左側端を通行**します。

(右イラストの青ライン部分)



例外 13歳未満と70歳以上は歩道を走ってもよい

原則、車道の左側を走ります

基本ルール②

例外的に、**歩道を走る**ことができます。歩道では**車道寄り**を徐行します。

(右イラストの赤ライン部分)



例外 交通量が多く危険な場合歩道を走ってもよい

例外

- 13歳未満と70歳以上
- 身体障害のある人



- 標識や標示がある場合



- 危険と判断される場合(交通量が多く、道幅が狭いなど)



みんなのギモンに答えます！

自転車の走行ルールに対して、よくある質問にお答えします。

子どもを自転車の後ろのシートに乗せているときは、歩道を走ってもいいですか？

1人で乗車するときと同様に、原則、車道の左側を通行してください。上記例外の場合のみ歩道を走れます。



歩道を走っているときに、横一列で歩く歩行者にベルを鳴らして避けてもらってもいいですか？

進路を譲ってもらう目的でベルを使用することはできません。ベルを鳴らさないと危険を避けられないときに使用できます。

あくまでも、歩道は「歩行者優先」です。歩道を走行する場合は、安全第一で走行しましょう。



New! /

4月1日から自転車の取り締まりルールが変わります

対象年齢 16歳以上

※以下の違反行為は青切符となる行為の一例です。詳しくは、市ホームページなどで確認を



詳しくはこちらから

自転車の交通違反に反則金が発生します

自転車の交通違反に、青切符「交通反則通告制度」が導入されます。比較的軽微な違反に交付されるもので、反則金を納付する必要があります。



主な違反行為と反則金

ながらスマホ



運転中、スマートフォンなどで、通話をしたり画面を見続けたりしてはいけません。周りに注意が向かなくなり、重大事故につながる危険があります。

(反則金/1万2000円)

イヤホンなどの使用



運転中は、安全のために、周囲の音をはっきりと聞き取れる状態でないといけません。車の接近などに気づかず、危険です。

(反則金/5000円)

歩行者妨害



原則、車道の左側を走行しましょう。「普通自転車歩道通行可」の標識がある場所や、やむを得ず歩道を通行する場合も、歩行者の通行を妨げてはいけません。

(反則金/3000円)



止まれの標識や標示がある交差点では、停止線の直前で一時停止をし、安全を確かめてから通行しましょう。



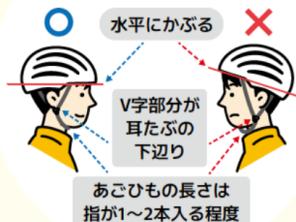
二人乗りや横並び走行も反則金の対象になります。

ヘルメットを正しく着用しよう

自転車乗用中に交通事故で亡くなった人の約5割が頭部に致命傷を負っており、そのうち9割以上はヘルメットを着用していませんでした。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.4倍と高くなっています。

正しくヘルメットをかぶって、大切な命を守りましょう。

ヘルメットの正しいかぶり方



水平にかぶる

V字部分が耳たぶの下辺り

あごひもの長さは指が1~2本入る程度

市民の皆さんの命を守るため

明石市内でも自転車の違反を原因とした交通事故が多く発生しています。交通ルールを守って悲惨な事故を減らすため、4月から「交通反則通告制度」が導入され、113種類の違反行為に反則金が科されることとなります。これは、取り締まりを目的とするのではなく、事故を未然に防ぎ、市民の皆さんの命を守るための取り組みです。いま一度、自転車の交通ルールを再確認していただき、安全で安心なまちづくりのため、ご理解をお願いします。



明石警察署長 植村琢也



みんなでつくろう 安心のまち明石

市では一人ひとりの安全意識を高める交通安全啓発にも取り組んでいます

交通安全DVDの無料貸し出し

交通ルールや安全運転について学べるDVDを無料貸し出ししています。市内企業・団体の研修や、学校・保育園での上映、地域の催しなどにぜひご活用ください。

交通安全教室の開催

自治会、高年クラブなどの各種団体を対象に、交通安全教室を専門に行う交通安全指導員を無料で派遣しています。屋内での座学や、屋外での自転車実技指導など、実施場所に応じたさまざまな内容の教室を実施していますので、お気軽にお申し込みください。



詳しくはこちらから



お問い合わせ/交通安全課

(TEL)918-5036 (FAX)918-5110

2/4

交通安全推進協議会を開催しました

市、警察などの行政機関と民間企業などの委員で構成された協議会で、交通安全功労者への感謝状の贈呈や、市の交通事故の概況の報告を毎年実施しています。

また、交通安全に関する取り組みについて情報共有を行い、各団体から広く周知を行っています。

